

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月16日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第9号

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

大和市生涯学習センター条例施行規則（令和2年大和市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「スタジオ（小）」の次に「並びに大和市渋谷学習センタースタジオ（302）」を加える。

第3条第1項中「申請者」を「当該申請をした者」に改める。

第4条第3項中「登録者」を「指定管理者は、登録者」に改める。

第5条第1項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第6条中「申請者」を「当該利用申請をした者」に改める。

第11条第3項中「申請者」を「当該申請をした者」に改める。

別表第1左記以外、始期の欄中「個人が」の次に「大和市生涯学習センター」を、「スタジオ（小）」の次に「並びに大和市渋谷学習センタースタジオ（302）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の大和市生涯学習センター条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）第2条の規定による大和市渋谷学習センタースタジオ（302）の個人利用に係る登録の申請、第3条第1項の規定による登録の承認その他の新規則を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。